

広島県選挙管理委員会告示第六十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として、次のとおり指定した旨、広島市選挙管理委員会から報告があった。

平成二十四年十一月八日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

施設の名称	所在地	指定年月日
広島市伴福祉センター	広島市安佐南区伴西二丁目一番一七号	平成二十四年一〇月二四日
春日野集会所	広島市安佐南区山本新町三丁目二三番三四号	平成二十四年一〇月二四日